国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

【同時発表】
国土交通本省、会津若松市

令和５年６月１５日（木）
東 北 地 方 整 備 局

会津若松市の歴史的風致維持向上計画の認定式を開催します

～古川政務官より会津若松市長へ認定証を交付します～

会津若松市の歴史まちづくり計画について、歴史まちづくり法第５条に基づき、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。認定式では、古川国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を会津若松市長に直接交付します。

【認定式】

１．日時　令和５年６月１９日（月）１５：３０～１５：４５

２．場所　古川国土交通大臣政務官室
（東京都千代田区霞が関２－１－３　中央合同庁舎３号館４階）

３．取材
・報道関係者に限り取材が可能です。
・取材を希望される方は、**令和５年６月１６日（金）１７時までに、下記国土交通省担当者までお申し込み**ください。
・取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。
また、認定式終了後に市長へのぶら下がり取材が可能です。
・当日は、**１５：１５までに４階エレベーターホール**にお集まりください。

【記者発表先】

宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

《本件の問合せ先及び取材申込先》　国土交通省　都市局　公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室　森井、植田
TEL：03-5253-8111（内線 32983、32986）、03-5253-8954（直通）
FAX：03-5253-1593
《うち、東北ブロックに関する問合せ先》　国土交通省　東北地方整備局　建政部
計画管理課長　坂上（さかがみ）　大介（だいすけ）（内線 6121）
計画管理課長補佐　今野（こんの）　和也（かずや）（内線 6132）
TEL：022-225-2171（代表）　FAX 022-227-4459

（歴まち法の概要、全国の認定状況はこちら）
http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/index.html

歴史的風致維持向上計画の認定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成２０年５月に公布され、同年１１月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

東北地方整備局管内のこれまでの認定状況

これまで、東北地方整備局管内では１２都市が認定を受けており、今回の会津若松市の認定により、計１３都市となります（全国では９１都市）　（認定順）

	市　町　村	認　定　日		市町村	認定日
1	青森県弘前市	平成 22 月 2 月 4 日	8	秋田県大館市	平成 29 年 3 月 17 日
2	福島県白河市	平成 23 年 2 月 23 日	9	秋田県横手市	平成 30 年 7 月 11 日
3	宮城県多賀城市	平成 23 年 12 月 6 日	10	岩手県盛岡市	平成 30 年 11 月 13 日
4	山形県鶴岡市	平成 25 年 11 月 22 日	11	福島県棚倉町	令和 2 年 6 月 24 日
5	福島県国見町	平成 27 年 2 月 23 日	12	山形県新庄市	令和 5 年 2 月 15 日
6	福島県磐梯町	平成 28 年 1 月 25 日	13	福島県会津若松市	令和 5 年 6 月 19 日
7	福島県桑折町	平成 28 年 3 月 28 日			

会津若松市の計画の概要

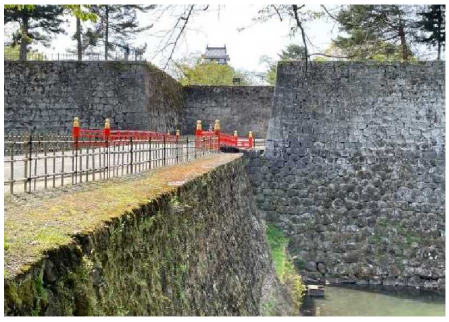
史跡「若松城跡」（若松城の通称：鶴ヶ城）や旧城下町で行われる会津まつりの会津藩公行列や十日市等の伝統行事、名勝「会津松平氏庭園」（通称：御薬園）やまちなかの歴史的建造物を背景に行われる彼岸獅子、重要文化財「旧正宗寺三匝堂」（通称：さざえ堂）及び「旧滝沢本陣横山家住宅」にほど近い会津飯盛山白虎隊士墳墓域で行われる墓前祭等、固有の風情が感じられる歴史的風致が形成されています。

本計画では、市内に残る歴史的建造物や歴史のまちを象徴する街なみ及び文化財の保存・活用に関する事業や伝統行事や伝統技術等の文化の保存・継承に関する事業等を位置付け、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととしています。



会津まつり


会津松平氏庭園


若松城跡


彼岸獅子